

港区産後母子ケア

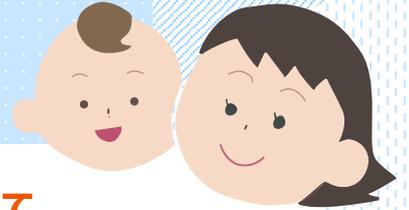
宿泊型

ショートステイ事業

令和2年4月から開始します

※令和2年4月1日から登録受付を開始します。

済生会中央病院、東都文京病院、日本赤十字社医療センターは4月中旬から受け入れ開始、
聖路加助産院マタニティケアホームは準備でき次第受け入れを開始します。



みなと保健所健康推進課地域保健係にて 事前に登録が必要です

対象

以下のすべてに該当する生後4か月未満の母子
(施設によって利用できる期間が異なります)

- 1 港区内在住(申請時、利用時ともに港区に住民登録がある)
- 2 ご家族等からの十分な支援が受けられない、見込めない方
- 3 体調不良や育児不安等がある
※医療行為の必要な方などは利用できません

主な内容

- お母さんのケア(乳房ケア、健康状態のチェックなど)
- 赤ちゃんのケア(健康状態、体重チェックなど)
- 育児相談、授乳指導、栄養指導など

実施施設

〈注意〉施設によって利用に関する条件があります

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ● 東京都済生会中央病院 | } 4月中旬より
受け入れ開始 |
| ● 東都文京病院 | |
| ● 日本赤十字社医療センター | } 準備でき次第
受け入れ開始 |
| ● 聖路加助産院マタニティケアホーム | |

利用日数

1泊2日～6泊7日
1回のお産につき、通算7日まで
※分割して利用する場合は、延べ7日以内とします

利用者負担

宿泊の利用料金の一部を港区が負担します
詳しくは、港区ホームページをご確認ください
※施設ごとに実施しているオプションサービス、診察費用等は、助成対象外です

利用の流れ

登録申請

みなと保健所健康推進課地域保健係にて登録申請

- 申請期間
妊娠8か月～利用希望日2週間前

登録決定

審査後、利用登録決定通知書を自宅に郵送

予約

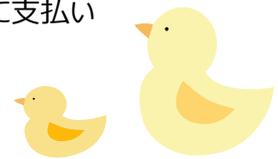
希望する施設に連絡を入れ、予約

利用決定

予約後、みなと保健所に利用申請
その後、事業利用確認書を交付

宿泊

- 産後ケアを受ける
- 利用料金を施設に支払い



申請先・お問い合わせ

みなと保健所

健康推進課 地域保健係 (港区三田1-4-10)

☎ 03-6400-0084

FAX 03-3455-4460